

## 第 33 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：7月27日（火）13：30～15：00

2. 開催場所：日本電気協会 4階 C・D 会議室

3. 出席者：（敬称略）

【委員長】関根（東京理科大学）

【委員長代理】正田（東京理科大学）

【委員】秋山（エネルギー総合工学研究所）

荒井（電気設備学会）

今永（原子力発電技術機構）

黒田（発電設備技術検査協会）

小石川（電気事業連合会）

小島（電気保安協会全国連絡会議 石丸代理）

中原（日本電機工業会 近藤代理）

林（東京電力）

飛田（東京都地域婦人団体連盟）

藤重（電力土木技術協会）

堀川（大阪大学）

水野（日本電線工業会 高山代理）

宮野（朝田代理）

松山（中部電力 野嶋代理）

村岡（電気学会）

山口（火力原子力発電技術協会）

渡辺（関西電力 岸田代理）

[委任状出席] 武田（水門鉄管協会）

田中（日本鉄鋼連盟）

高橋（電力中央研究所）

野本（東京大学）

横倉（武蔵大学）

[欠席] 榎本（日本電設工業協会）

【説明者】伊藤（配電専門部会，中部電力）

大庭（配電専門部会事務局，日本電気協会）

長尾（火力専門部会，中部電力）

澤崎（火力専門部会事務局，中部電力）

【委員会幹事】蝦田（日本電気協会）

【参加】 栗原，七部，楠瀬（原子力安全・保安院 電力安全課）

【事務局】浅井，白川，池田，古川（日本電気協会）

#### 4. 配布資料：

資料 No.1 : 日本電気技術規格委員会 新委員名簿

資料 No.2 : 第 32 回日本電気技術規格委員会 議事要録(案)

資料 No.3-1 : 評価, 承認の要請文

資料 No.3-2 : 電技解釈第 33 条 (特別高圧配電用変圧器の施設) に係る改正要望(案)

資料 No.3-3 : 電技解釈第 33 条 (特別高圧配電用変圧器の施設) に係る改正要望(案)について, 外部の意見を聞いた結果の報告

資料 No.4-1 : 評価, 承認の要請文

資料 No.4-2 : 民間自主規格「火力発電所の耐震設計規程」(JESCT0001(2001))改正(案)

資料 No.4-3 : 民間自主規格「火力発電所の耐震設計規程」(JESCT0001(2001))の改正(案)について, 外部の意見を聞いた結果の報告

資料 No.5-1 : 電気工作物の溶接の技術基準の解釈への引用のお願いについて, 及び発電技研への連絡文

資料 No.5-2 : JESC W6001(2001)「電気工作物の溶接の代替施工法に係る規格」

資料 No.6-1 : 民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について

資料 No.6-2 : 電気事業法に基づく技術基準省令を満たすために必要な技術要素について

資料 No.7-1 : 日本機械学会「発電用火力設備規格」の審査基準への活用要請, 同学会への審議結果の連絡, 及び電気設備学会への審議結果の連絡

資料 No.7-2 : JESC からの引用要請等に係る技術基準の改正の状況

資料 No.7-3 : 日本電気技術規格委員会規約, 運営要領等

#### 5. 議事要旨：

##### 5-1. 委員出席数の確認

委員会幹事より, 定足数を充足している旨, 報告があった。

現委員総数 : 25 名

委員会出席者 : 24 名 (委任状 5 名を含む。定足数の 2/3 (17 名) 以上)

##### 5-2. 委員交代の報告 (資料 No.1)

委員会幹事より, 以下の委員交代について, 報告があった。

・竹野委員 (電気保安協会全国連絡会議) 石丸委員 (電気保安協会全国連絡会議)

##### 5-3. 前回第 32 回本委員会の議事要録 (案) の確認 (資料 No.2)

事務局より, 前回第 32 回本委員会の議事要録(案)について, 資料に基づき説明があり, 了承された。また, 議事要録(案)の記載事項について以下の旨, 事務局より補足説明があった。

##### 5-2. 項

「前回第 31 回委員会の議事要録(案)の確認」において、修正の要請があった同議事要録(案)の 5 ページの下から 2 行目の部分

「民間規格の引用という形態での改正要望は、審査基準等への引用後の改正が民間側の主導で行い易い側面を持っているが」

については、委員会後に修正要請者と協議の上、削除することとした。また、削除することについて、事務局より各委員へ連絡し確認を行った。

5-7. 項

「民間規格 IEC60364 (建築電気設備) 設計・施工ガイド」案に対する飛田委員の質問に対しては、委員会後、個別施設設備専門部会及び事務局より飛田委員に個別に説明を行い了承いただいた。また、その旨を事務局より各委員へ後日報告した。

5-4. 電技解釈第 33 条(特別高圧配電用変圧器の施設)に係る改正提案の評価、承認について(資料 No.3-1, 資料 No.3-2, 資料 No.3-3) (審議案件)

(1) 審議経緯の報告

事務局より、以下のとおり報告した。

平成 16 年 5 月 20 日、配電専門部会より審議・承認要請があった。

平成 16 年 5 月 21 日、第 14 回事務局会議・第 37 回関係事務局会議合同会議にて審議した。

その結果、外部に公開し意見を聞くことが了承された。また、外部に公開し、意見がなかった場合、又は意見があっても軽微な場合には、本委員会に上程することが了承された。

本案を外部へ公開(公告期間: 5 月 24 日~6 月 25 日)し、意見を聞いた結果、特に意見がなかった。(インターネットホームページ公告へのアクセス件数が 387 件)

(2) 審議結果〔全員賛成〕

配電専門部会より、電技解釈第 33 条(特別高圧配電用変圧器の施設)に係る改正提案について、資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

(3) 本案の取り扱い

本案が承認されたことに伴い、委員会幹事より、電力安全課に対し電技解釈の改正要望を行う旨説明があった。

(4) 本件に関する質疑概要

特になし。

5-5. 民間自主規格「火力発電所の耐震設計規程」(JESC T0001(2001))の改定承認について(資料 No.4-1, 資料 No.4-2, 資料 No.4-3)(審議案件)

(1) 審議経緯の報告

平成 16 年 3 月 30 日、火力専門部会より審議・承認要請があった。

平成 16 年 5 月 21 日、第 14 回事務局会議・第 37 回関係事務局会議合同会議にて審

議した。

その結果，外部に公開し意見を聞くことが了承された。また，外部に公開し，意見がなかった場合，又は意見があっても軽微な場合には，本委員会に上程することが了承された。

本案を外部へ公開（公告期間：5月24日～6月25日）し，意見を聞いた結果，特に意見がなかった。（インターネットホームページ公告へのアクセス件数が387件）

(2) 審議結果[全員賛成]

火力専門部会より，「火力発電所の耐震設計規程」(JESC T0001(2001))の改定案について，資料に基づき説明があり，審議の結果，了承された。

(3) 本件の取扱い

委員会の民間自主規格として承認した旨，火力専門部会に報告。

(4) 本件に関する質疑概要（Q：質問，A：説明，C：コメント）

Q：資料 No. 4-2，P-6 の第 2 章-1 で，‘地域別補正係数’の出典が「昭和 55 年 11 月 27 日建設省告示第 1793 号」とある。第 6 章-1 P-7 でも ‘地域別補正係数’の記載があるが値が異なる。両者の係数の値に違いがあるのは何故か。

A：値については最新の法令等を確認して記載している。

地域別補正係数等は，参照している法令等の値がそれぞれの設備によって異なる。その法令等は作成団体によって成り立ちが相違し，今回はそれぞれの設備に対応する法令を参照にしているのです。それぞれを比較すると若干の差異はあるが，必要な性能が確保されていると考えている。

Q：資料 No. 4-2，第 2 章-1 P-7 で，‘地域別補正係数’の出典が「昭和 55 年 11 月 27 日建設省告示第 1793 号」とあり，現在より，何十年も前である。太古の昔にさかのぼると海や湿地にであった土地では，近年，考古学的な発見があるケースがある。そういうもので，地域別補正係数に変更されているものはないのか。

A：記載の規定が最新であり，地域別補正係数は変更されていない。

Q：資料 No. 4-2 で，単位が国際単位系（SI）に統一されていない。全て統一するの  
か。

A：基本的には，国際単位系（SI）で統一している。他法令を引用しているものについては，その法令との整合に配慮し，無用な誤解・誤用を生じないように，その法令どおりに記載している。

Q：資料 No. 4-2，P-4 の第 3 章-1，上から 3 行目で，以下のように修正したのは，考え方が変わったのか。

・JEAC 3605-1999:「飽和砂質地盤は・・・可能性がある。基盤地盤の物性を調べ，しなければならぬ。」

・改定案 :「飽和砂質地盤は・・・可能性がある。基盤地盤の物性を調べ、・・・  
とることが望ましい。」

A：資料 No.4-2，2 枚目の「電気技術規程・電気技術指針について」に〔条文の記載表現について〕の記載がある。今回，規格を見直したところ，義務的事項の「・・・ねばならない。」ではなく，推奨的事項の「・・・望ましい。」が適切であると判断し修正した。

5-6 . JESC W6001 (2001) 「電気工作物の溶接の代替施工法に係る規格」の溶接解釈への引用要請に関する報告 (資料 No.5-1，資料 No.5-2) (報告案件)

JESC W6001(2001) 「電気工作物の溶接の代替施工法に係る規格」について，平成 13 年 9 月に原子力安全・保安院に対し溶接解釈への引用要請を行っていたが，この件について原子力安全・保安院より連絡があり，事務局より以下の旨報告がありました。

電力安全課からの連絡の主旨

「電気工作物の溶接の代替施工法に係る規格 (JESC W6001 (2001))」の溶接解釈への引用について，電力安全課で検討を行ってきたところだが，同規格の内容が原子力設備の技術基準 (省令第 62 号) 及び同基準第 9 条で定める告示 (告示第 501 号) で定める構造強度に関係する内容も含むため，溶接解釈に引用する判断には至らなかった。

平成 16 年 6 月 1 日に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会 (第 12 回) において，現行の溶接技術基準の規定内容を原子力発電設備の技術基準と火力設備の技術基準に移行し，それぞれの技術基準に溶接技術基準を含めることになった。原子力発電設備の技術基準と溶接の技術基準が統合すると，原子力と火力の技術基準の体系が整合することになるので，提案の規格についても JESC 規格の再検討を含めて検討をお願いしたい。」

本件に関する JESC の対応について

本件については，事務局より電力安全課の主旨を踏まえ，発電設備技術検査協会へ連絡し対応を相談する旨説明し，了承された。なお，本件に関し，黒田委員 (発電設備技術検査協会) より，「JESC 事務局と協議し対応を考えたい。」旨コメントがあった。

5-7 . 民間規格評価機関からの要請により民間規格の技術基準適合性確認のプロセス，技術要素に係る原子力安全・保安院の動向について (資料 No.6-1，資料 No.6-2)

[報告案件]

事務局より，7 月 27 日付で原子力安全・保安院より公表された以下の民間規格評価機関の要件及び技術要素について説明があった。

民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について (以下，「要件」と略称。)

電気事業法に基づく技術基準省令を満たすために必要な技術要素について（以下、「技術要素」と略称。）

[ 本件に関する電力安全課のコメントの主旨 ]

C：原子力安全・保安院では、「要件」を7月27日付けで公表した。これには、民間規格評価機関として必要な要件を記載しており、要件を満たしている機関からの提案は、迅速に審査基準に取り入れるという考えである。

この要件は、ISO、IECカイドの認証機関に対する規定内容を踏まえ定めている。

C：「技術要素」については、発電用火力設備の分野だけではなく、燃料電池、新エネルギーなどの分野についても要望があれば、技術要素を明示することを考えている。

【本件に関する質疑概要】

Q：要件、技術要素は、インターネットホームページで公開するのか。

A：公開する。

Q：資料No.6-2、別表1で「技術的要件」とあるが、「技術的要件」は「技術的要素」を含んでいるのか。

A：「技術要素」の明示だけではわかりにくいので、「技術的要件」も例示した。

## 6. その他

(1) 前回審議案件の報告（資料No.7-1）

事務局より、前回の委員会で承認された規格案件のその後の対応について、以下の報告があった。

日本機械学会「発電用火力設備規格」について、平成16年5月31日、原子力安全・保安院に対し審査基準としての活用要請を行った。

同学会に対し、委員会の承認及び 〃 の件について平成16年6月17日に連絡した。

個別施設設備専門部会（電気設備学会）に対し、「IEC60364（建築電気設備）設計・施工ガイド」を承認した旨、平成16年6月17日に連絡した。

(2) 技術基準等の改正状況の報告（資料No.7-2）

事務局より、前回本委員会以降に改正された電気設備の技術基準・同解釈についてJESCからの引用要請に係る改正状況も含め、資料に基づき、説明があった。

なお、本件に関し、電力安全課より「JESC E2012(2004) 170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の電技解釈への引用要請については、要請の内容を検討中である旨説明があった。

(3) JESCに運営に関する検討の報告（資料No.7-3）

事務局より、JESC運営検討会の検討の状況について、説明があった。

以上